平成２４年（フ）第４５号
大分県宇佐市大字長洲1743番地
破産者　松本　英明
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月８日午後１時40分
平成26年７月２日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０５号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目５番３―201号、従前の住所神戸市北区京地３丁目22番地の28
破産者　細川　和宏
1　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
2　一般調査期日　平成26年９月24日午後３時15分
平成26年７月１日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４４号
大阪府豊能郡能勢町下田92番地の６
破産者　松浦　昭二
1　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後３時
平成26年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４１号
堺市南区御池台４丁９番３号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市浜町13番３―154号
破産者　浦田　昭彦
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午後３時30分
平成26年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５３号
京都市山科区勧修寺御所内町19番地３
破産者　有限会社ナイス
1　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
2　一般調査期日　平成26年10月17日午前10時10分
平成26年７月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５４号
京都市右京区西院追分町４番地16
破産者　成和工業こと成山理宇こと　成　　理宇
1　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
2　一般調査期日　平成26年10月17日午前10時10分
平成26年７月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２３号
山口県防府市大字田島527番地の１　レオパレス華陽102、前住所山口県防府市大字浜方703番地の73
破産者　内田　志郎
異議申述期間　平成26年８月13日まで
平成26年７月２日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
宮崎県日南市南郷町南町10番地３
破産者　谷　　清祝
異議申述期間　平成26年９月１日まで
平成26年７月１日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９８号
奈良県生駒市小瀬町555番地
破産者　駒井　　大
免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
平成26年７月２日　　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８８１号
京都府木津川市木津川原田23番地７
破産者　田嶋美智子
免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
平成26年７月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１２号
岐阜市琴塚１丁目17番15号
清算株式会社　京岐テクノ株式会社
代表清算人　武藤　益夫
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１号
鹿児島県姶良市東餅田997番地１
清算株式会社　錦江海運株式会社
代表清算人　神川　洋一
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所加治木支部

更生手続開始

平成２６年（ミ）第１号
佐賀県鳥栖市酒井西町789番地１
更生会社　鳥栖観光開発株式会社
代表者代表取締役　古藤　久晴
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　鳥栖観光開発株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　木村圭二郎
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成26年７月31日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成26年10月１日から平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
沖縄県うるま市字具志川2716番地１
再生債務者　翔環境建設株式会社
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年８月29日から平成26年９月12日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
栃木県足利市堀込町1600番地
再生債務者　株式会社イマナカ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月27日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（再）第１号
兵庫県西宮市塩瀬町名塩4995番地
再生債務者　北摂建材工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月30日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１４０号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番11―302号
再生債務者　新堀　康子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月５日から平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部